

2021年5月21日(第3号)

台湾弁護士 吳 曉青 日本弁護士 中川 裕茂
台湾弁護士 鄭 宇恬 日本弁護士 若林 耕

Contents

1. 台湾法令アップデート
 - ・ マネーロンダリング防止法における「仮想通貨のプラットフォーム及び取引業務」に関する通達
 - ・ 「商業事件審理法施行細則」及び「商業調停委員設置弁法」の制定
 - ・ 「会社登記弁法」の改定
 - ・ イギリスとの金融口座情報に関する自動的交換
 - ・ 「所得税法」の改正
 - ・ 「労使争議処理法」の改正
 - ・ 「労働者保険条例」の改正
 - ・ 「労働者労働災害保険及び保護法」の制定
2. 台湾法 Q&A－台湾の外資規制
3. 今後の関連セミナー等の情報

1. 台湾法令アップデート

<マネーロンダリング規制>

マネーロンダリング防止法における「仮想通貨のプラットフォーム及び取引業務」に関する通達

[ポイント]台湾行政院は、マネーロンダリング防止法の規制対象とされる「仮想通貨のプラットフォーム及び取引業務を取扱う事業者」について、その範囲に関する通達を公布した。同通達によれば、マネーロンダリング防止法 5 条 2 項に定める「仮想通貨プラットフォーム及び取引業務を取扱う事業者」とは、他人のために以下の活動を行う事業者を指すとされている。①仮想通貨と台湾ドル、外国通貨、または中国メインランド・香港・マカオの通貨との両替、②異なる仮想通貨の両替、③仮想通貨の譲渡、④仮想通貨の保管・管理または関連管理ツールの提供、⑤仮想通貨の発行・販売に関する金融サービスへの関与及び提供。

(2021 年 4 月 7 日に公布、2021 年 7 月 1 日に発効)

[原文] [行政院 2021 年 4 月 7 日院臺法字第 1100167722 號令](#)

<商業事件審理法>

「商業事件審理法施行細則」及び「商業調停委員設置弁法」の制定

[ポイント]2021 年 7 月 1 日の商業事件審理法の施行に向けて、「商業事件審理法施行細則」などの付属規定が制定された。「商業事件審理法施行細則」には、同法の施行前に既に一般の裁判所に係属している商業事件の取扱いが定められている。また、同法における調停前置の制度について、「商業調停委員設置弁法」が制定され、商業調停委員の選任・解任、義務、報酬、評価などが規定されている。

(2021 年 4 月 12 日に公布、2021 年 7 月 1 日に施行)

[原文] [商業事件審理法施行細則、商業調停委員設置辦法](#)

<会社登記>

「会社登記弁法」の改定

[ポイント]本改定では、会社登記手続の提出書類リストに関する修正がなされている。外国会社に関連する部分として、①支店設立と支店変更・廃止手続、駐在員事務所登記の提出書類の修正、及び②「駐在員事務所から支店への変更」という新しい申請手続の追加がポイントと思われる。特に②について、今後台湾での既存の駐在員事務所を支店に変更する外国会社にとっては、今までのように駐在員事務所の廃止及び支店設立登記を同時に申請する必要がなく、単一の手続で進めることができるようになった。また、駐在員事務所の税籍番号(統一番号)を支店設立後に引続き使用することも可能になった。

(2021 年 4 月 23 日に公布、施行)

[原文] [公司登記辦法](#)

<租税規制>

イギリスとの金融口座情報に関する自動的交換

[ポイント]本通達は、台湾税務当局と他国との金融口座情報の自動的交換に関するものである。台湾と金融口座情報の自動的交換に合意した国について、すでに自動的交換が実施された日本、オーストラリアに加えて、イギリスとの金融口座情報の自動的交換が 2021 年度の申告分から適用されることになった。

(2021 年 4 月 16 日に公布)

[原文] [台財際字第 11024506650 號](#)

「所得税法」の改正

〔ポイント〕本改正は、不動産の短期譲渡の抑止、居住保障及び租税公平主義の実現を目的とする。主な改正ポイントは、①みなし家屋・土地取引の改正（(i)青田売りの建物とその土地の取引、および(ii)非上場会社の資本金の50%以上が台湾域内の家屋・土地で構成される場合、当該会社の株式の過半数を売却することは、家屋・土地取引とみなされる。）、②高税率を適用する個人の家屋・土地の短期取引所得に関する保有期間の延長（保有期間が2年以内の場合は税率45%、2年超5年未満の場合は税率35%。）、③営利事業者の短期譲渡による利益について、営利事業所得税（日本の法人税に相当）の課税所得に算入せず、保有期間により別途税額を計算することなどである。

（2021年4月28日に公布、2021年7月1日に施行）

〔原文〕 [所得税法](#)

<労働規制>

「労使争議処理法」の改正

〔ポイント〕本改正により、「労使争議処理法」に定める労働部に属する「不当労働行為裁決委員会」の構成員（7～15名）において、専門家（学者、弁護士など）の兼任を認めていたことに加えて、1～3名の常任委員を置くことになった。また、主務官庁は当該委員会の裁決決定書について、個人情報等を黒塗り等したうえで開示する義務を負うことになった。

（2021年4月28日に公布、施行日は行政院が別途定める）

〔原文〕 [労資争議處理法](#)

「労働者保険条例」の改正

〔ポイント〕本改正は、労働者と受益者の経済利益の保護強化を目的としている。具体的には、労働者保険給付の専門口座に預け入れ、差押えや強制執行の対象から除外できる給付金は、改正前の労働者保険年金のみならず、その他の一回的給付も含まれるようになった。

（2021年4月28日に公布、施行）

〔原文〕 [勞工保險條例](#)

「労働者労働災害保険及び保護法」の制定

〔ポイント〕本法は、労災被害者とその家族への保護の強化、労働災害の予防、労災被害者への補償、職場復帰に対する支援を目的とするものであり、従来の労働者保険条例に規定されていた労働災害保険と、労働災害労働者保護法の関連規定を統合した特別法である。同法によれば、労災保険の強制加入範囲は労働者保険条例に規定される「従業員5人以上を雇用する事業者」から「全事業者」に拡大されること、保険給付保障の強化、補助金や手当の充実、労災予防システム及び職場復帰制度との整合的な規定などが盛り込まれた。

（2021年4月30日に公布、施行日は行政院が別途定める）

〔原文〕 [勞工職業災害保險及保護法](#)

2. 台湾法 Q&A—台湾の外資規制

台湾弁護士 呉 曉青

Q1 台湾での事業展開にあたって、外国企業としてまず知るべき外資規制の概要を教えてください。

回答

外国企業、個人が台湾に行く「投資行為」(定義は後述します。)は主に、「外国人投資条例」、「華僑投資条例」、「華僑・外国人による証券投資管理弁法」など及びこれらの付属規定により規制されます。本文では、外国企業である日本企業が適用される関連外資規制を中心に解説いたします¹。

1. 外国人投資条例における「外国人投資」の定義

同条例の規制対象である「外国人投資」とは、外国法人、個人が台湾において、以下の投資行為を行うこととされます(3、4条)。

- ① 台湾会社の株式又は持分の保有
- ② 台湾域内で支店、独資事業又は組合事業を設立すること
- ③ 前①②の投資先に対して1年期以上の融資を行うこと

2. 「外国人投資」が可能な業種

同条例7条によれば、主務官庁はセキュリティ、公序良俗等への配慮、その他関連法令に基づき、一部事業について、外国人による投資を一切禁止する「外国人投資の禁止業種」と指定することができます。また、関連法令に基づき投資制限が設けられる業種について、該当事業の主務官庁の許認可を得ることを条件とする「外国人投資の制限業種」と指定することができます。

主務官庁である台湾經濟部投資審議委員会(以下「MOEAIC」といいます。)は同条に基づき、「華僑・外国人投資ネガティブリスト—華僑・外国人投資の禁止業種及び制限業種」²(以下「ネガティブリスト」といいます。)を定めています。

ネガティブリストは近年段々規制が緩和され、直近の改定は2018年2月8日に行われ、そこでは約9割以上の業種は外国人に対する制限・禁止を受けず、台湾籍者と同様の規制を受けるようになりました。たとえば、軍事用途の特定化学製品製造業、無線ラジオ放送業は禁止業種、衛星ラジオテレビ事業、特定の農牧業は制限業種に該当します。

3. 外国人投資許可(FIA)

外国人投資条例によれば、外国法人・個人が台湾で投資行為を行うにあたって、同条例に基づき、MOEAIC に対し事前に申請を行い、外国人投資許可(以下「FIA」といいます。)を取得する必要があります。

¹ 中国メインランド法人・個人、または一定の中国メインランド資本が含まれる法人等による投資は、特別法により規制されますので、本文で説明した FIA 手続きを適用しません。

² 中国語原文のみですが、ネガティブリストの全文は下記 MOEAIC ウェブサイトからダウンロードできます。
https://www.moeaic.gov.tw/businessPub.view?lang=ch&op_id_one=1

また、外国法人、個人により発行済み株式数または資本金の3分の1超を保有される台湾会社が上記①～③の投資行為を行う場合でも、同様の規制が適用され、事前に FIA 許可を取得する必要があります。たとえば、外国会社の台湾子会社が他の台湾会社に対し出資する場合は、同じく FIA 許可を取得する必要があります。

4. FIA 申請が必要なタイミングと所要時間

最初に投資行為を行う時点のみならず、投資した後に、投資内容等に変更が生じるとき(保有株式の一部売却または追加出資など)、投資撤退の際(現地法人の解散など)もその都度 FIA を申請する必要があります。

また、特に留意すべきなのは、自らの意思によらずして投資に増減が生じる場合においても、FIA を申請する必要があるという点です。例えば、投資先の減資により保有株式数が減少する場合、または投資先の現物配当により新株を取得する場合等はこれに該当します。このような「受動的な投資状況の変化」の場合においては、外国投資者として事前に把握しにくいこともあるため、原則として事後報告のみで足りるとされています。

FIA の所要時間は、申請の内容及び投資額により異なりますが、原則として1か月以内に許否の判断がなされます。他に業務管轄当局の許可が必要とされる場合については、2か月以内に許否の判断がなされます(8条)。例えば台湾で初めて投資を行う際に、投資先の業種が制限業種に属さず、投資額が5億台湾ドルを超えない場合であれば、実務的な目安としては2～4日かかると想定されます。

ただし、申請時の提出書類は一般的には多量であり、外国語書類に関する中国語(繁体字)訳の添付、公証・認証などが要求されることもありますので、余裕をもって提出書類を準備することが望ましいと考えられます。

5. 外資規制違反の法的効果

外国人投資条例に違反した場合、MOEAIC はすでに許可した投資案を取り消すことができるほか、台湾での投資により得た利益または配当を海外に送金することを一定の期間内に禁止することができます(19条)。実務上において、MOEAIC が投資案件を審査するなかで、法令違反の行為等を発見する場合、個々の処分を下すことはよくみられます。

以上

3. 今後の関連セミナー等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。具体的なテーマ及び日程は直近のメールでのご案内をご覧ください。なお、本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内させていただいております。

-
- 本台湾ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本台湾ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
台湾弁護士 呉 曉青 (wu.hsiaoching@amt-law.com)
台湾弁護士 鄭 宇恬 (cheng.yutien@amt-law.com)
日本及びニューヨーク州弁護士 中川 裕茂 (hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
日本弁護士 若林 耕 (ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - 台湾ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - 台湾ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。